

「人手不足を解消」
業務効率化で人件費・時間削減！

デジタル化

にチャレンジする中小企業者を支援します！

—新ビジネスチャレンジ応援補助金—



中小企業者

手書き・手入力での作成、FAXや電話での業務が大変・・・

新しいシステムを導入して毎日の業務を効率化したいな！

だけど



中小企業者

初期費用がとても高くて、導入するか迷うなあ・・・

その費用を補助します！



市役所



1. デジタル化の定義

人材不足を解消し業務効率化、生産性向上等を図るために必要となるシステムの導入や、それに付随する専門機能に特化した機器装置等を導入すること。



2. 申請できる方・要件

以下のすべてに該当する方

(1) 市内に本店（個人については住所）がある中小企業者

(2) 継続して1年以上事業を営む方

※過去に本補助金（デジタル化）の交付を受けていないこと

※市内に補助金を通してデジタルツールを導入する店舗、事務所、工場があること

※本部が市外にあるフランチャイズチェーンでないこと

※日本標準産業分類に掲げる細分類7661ーキャバレー、ナイトクラブでないこと

3. 対象となる経費

① ソフトウェア

生産性向上に寄与する機能を有するソフトウェア導入費用やライセンス取得費用

② ハードウェア

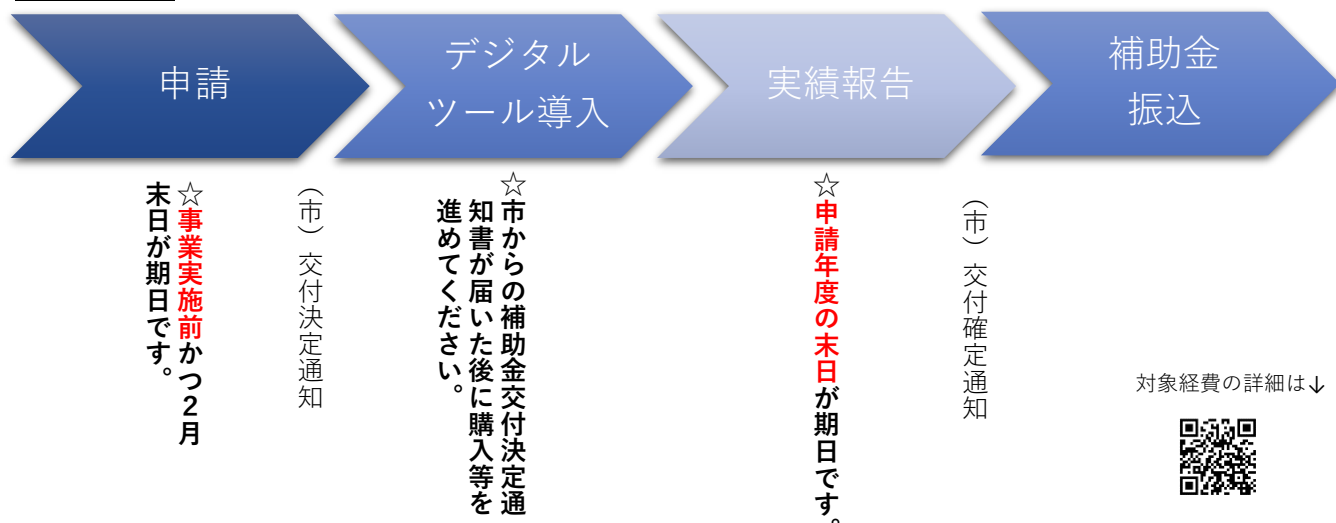
①と併せて、また連携して動作することを目的に導入する、**専門機能に特化した**電子機器・機械装置等の購入に要する費用

4. 申請期間、申請の流れ

●申請期間

事業実施前までにかつ、申請年度の末日まで

●申請の流れ



※補助を受けた事業者の方には、交付確定の決定年度の翌年度に、事業状況の報告を提出していただきます。

5. 補助金額等

●補助率 補助対象経費の1／2以内

●限度額 50万円（千円未満は切り捨て）

●申請回数 1申請者につき1年度1回まで（R6年度に交付を受けた中小企業者は申請不可）

6. 補助金活用例

①ソフトウェア

a. 建設・土木業

図面や工程を紙ではなく、データで情報共有してすぐに作業をしたいな...



帳簿や図面、写真など、工事に関わる情報を一括管理するシステム（設計監理システム）を導入

迅速にデータの共有ができるようになり、作業時間が1/3に削減した！



b. 製造業

生産状況を可視化して、日々のムダを削減したいな...



作業をデータとして可視化し、工程管理業務を効率化するシステム（製造工程管理システム）を導入

作業工程のボトルネックを見直しでき、最終的に出荷量が20%アップした！



c. 小売・卸売業

受発注数を正しく管理して過剰な在庫をなくしたいな...



在庫数や、品質、売れ行きなどを一括に管理するシステム（在庫管理システム）を導入

数値化した情報が迅速な経営判断を生み、毎月20万円売り上げがアップした！



d. 飲食業

人手不足で、席まで直接注文を取りに行くのが大変。



席に備え付けのタブレットから直接注文できるシステム（セルフオーダーシステム）を導入

ホールスタッフを厨房スタッフに補充でき、生産性が10%向上した！



e. 美容業

お客さんが増えてきて顧客情報の管理が大変...



顧客情報や予約を電子化して一括管理するシステム（カルテ管理システム）を導入

過去の施術内容や予約状況が一目で見て分かるようになったおかげで15%の業務時間が削減できた！



②ハードウェア

自動測量機や高機能セルフレジ機など専門機能に特化した電子機器・機械装置等

※パソコンやタブレットなど汎用性のある機器は対象外です。

7. よくあるご質問

Q1.ランニングコスト（月額利用料など）は対象となりますか？

A1.ソフトウェア・ハードウェア共に対象外です。

月額利用料を年払いとして一括で支払いした場合も対象外です。

Q2.一般的に販売されていないソフト（スクラッチ作成）は対象ですか？

A2.対象です。

Q3.既にソフトウェアは導入しているが、ハードウェアを買い替えたいです。対象となりますか？

A3.ハードウェアのみの導入・更新は対象外です。

Q4.無償のフリーソフトウェアを新たに導入し、あわせてハードウェアも導入したいです。

どちらも対象ですか？

A4.初期導入費用がかからず、月額利用料などのランニングコストがかかるソフトウェアを導入する場合、専門機能に特化したハードウェアは対象となります。

Q5.その他、対象外となる経費にはどのようなものがありますか？

A5.導入コンサルティング費用、マニュアル作成、研修にかかる費用、保守サポート費用、セキュリティ対策費用などは対象外となります、その他の詳細はホームページでご確認ください。

Q6.国や県などの補助金との併用はできますか？

A6.できません。

Q7.新ビジネスチャレンジ応援補助金の他のメニューとの併用はできますか？

A7.各メニュー（業態転換、ECサイトの開設、クラウドファンディング）1年度につき1回ずつ申請することができます。

ただし、過去に豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金デジタル化の交付を受けた方は再びデジタル化の申請を行うことはできません。

制度の詳細は↓



8. 申請先・お問い合わせ先

〈申請先〉

〒440-8501

豊橋市今橋町1番地 東館10階

豊橋市役所 産業部商工業振興課 経営サポートグループ

〈お問い合わせ先〉

0532-51-2425

（平日8時30分～17時15分

祝日、年末年始を除く）

※業態転換、ECサイト開設、クラウドファンディングへのチャレンジ応援補助金もあります。

詳しくは
商工業振興課SNS更新中！



Facebook



Instagram



X(旧Twitter)